

260

**Q:** 造船所で、35年間設計の仕事をしていました。会社の退職者健診で、胸膜肥厚斑があると言われました。造船所では、40年間にも溶接じん肺は問題にされていましたが、石綿への注意も特化則の健診は一部しか行われませんでした。設計の私が何故胸膜肥厚斑になるのでしょうか？

**A:** 造船作業は、狭い箇所で多くの職種が完成日前に混在して作業するのが特徴です。1950～1970年代に吹き付け石綿作業も多く、その近くで設計者も確認に立ち会われていたでしょう。石綿ボードや、火よけの石綿布の使用、掃除等の脇での中間検査等の立ち会いもあったのではないかでしょうか。そうした機会で造船所の全職種が石綿曝露をしたと思われます。

**【参考】** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



261

**Q:** 先輩が耐火金庫製造で、中皮腫になりました。私も、1960年代に10数年金庫製造業で、月に4日ほど耐火金庫の製造や設置で、白石綿(クリソタイル)の金庫周囲への詰め込みや閉む作業をしていました。今後、どのくらいの健康診断をうければ良いのでしょうか？

**A:** 10数年の白石綿作業が、月数回あったとのことです。回数が少ないので、石綿肺になる方が少ないかもしれません。中皮腫や肺ガンのリスクもあるので、年2回の石綿健診の対象だと思います。

**【参考】** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



262

**Q:** 私の務めている工場には、200℃～300度の温度で使用される釜があるので断熱材に石綿が使われています。石綿断熱材は、厚さ10cmで金網がついている形式のものです。(50～60)cm×90cmで交換は何十年もしていません。既に一部ボロボロしている部分もありますが、交換はしていません。あと数年で仕事はやめますが、今後病気がでるのでしょうか？

か？

**A:** 保温材として使用されている石綿製品の危険に関するご質問と思いました。保温材はボード等と比べるとやや飛散しやすい製品で、体や道具でこする場所にあると飛散すると思います。人とは離れた所にあればあまり飛散しにくいと思います。工場で他に石綿製品が使用されている場所があるかどうかが一つです。



263

**Q:** S40年代後半に3年間、石綿会社でクロス切断、パッキング打ち抜きというアスペスト専門の仕事をしていました。現在は運送の仕事をしています。今後の健康影響が心配です。

**A:** 短期間ですが、中等度以上の石綿曝露があったと思います。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスペスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になる場合が多い様に思います。(2006年の回答です)



264

**Q:** 1970年ころ、20代で10年間、石綿含有の岩綿(ロックウール)吹き付け材料を使っていました。やめて20年になります。原料の紙袋を機械へ入れて、水と混ぜて吹き付けます。防塵マスク、タオルなどを使用していました。今後健康面でどういう注意が必要でしょうか？

**A:** 高濃度の石綿を吸入されたと思います。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスペスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になります。



265

**Q:** 40年ほど前、石綿ボイラーの製造会社で溶接工をしていました。今年6月からセキが止まらず、胸部XPで結核疑いと診断されました。石綿をケーシングにつめる工程もあるし、火よけでの石綿使用もありました。大きい病院で胸のCT写真はまだとっていない。タバコは吸いません。

**A:** 中等度の石綿曝露と思われます。お近くにアスベストに詳しい病院がありますので、そこをご紹介いたします。必要なら今後また電話してください。



266

**Q:** 左官工です。繊維壁、石膏ボード、モルタルで階段室などで塗りつける作業をしました。30年くらいの作業歴ですが、今後健康面ではどうなるでしょうか？

**A:** 中等度の石綿曝露を長年受けられたと思います。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスベスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的に行なってください。石綿健康管理手帳制度の対象になる場合が多い様に思います。

**【参考】** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－」;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



267

**Q:** 20代末～45才まで建築業内勤で日々現場に行きました。40～50才はビル、住宅、マンション、工場の保温工事関連の現場監督をしていました。最近健診で肺にアスベストが溜まっているとのことです。MRIでは気にすることはないと言われました。人間ドックで会社のOBが3年前からおかしいと言われていました。毎日、黄色の痰が頻繁に多く出ます。

**A:** 石綿肺等が発症している可能性もあります。アスベストに詳しい病院を紹介します。

**【参考】** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－」;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



268

**Q:** 金属の研磨工場で 10 年ほど勤務しました。布にアスベストが織り込まれていたので は？と思ひますし、粉じんもわずかでていました。工場をやめて 4 年目ですが、特に症 状はありませんが、今後の健康が心配です。

**A:** 石綿製品は様々な産業で使用されており、私どもが知らないでいた製品があつたり、こ の産業でこうした使用方法があるのかと勉強することが、絶えずあるのが現状です。金 属研磨工場で、石綿(アスベスト)布が使用されているのは初めて伺いました。熱の関連での使 用なのでしょうか？ 何産業向けのどういう部品を研磨する工場の、どの工程で、何社製のアス ベストらしい製品が使用されていたのか？ もう少し詳しくおきかせいただけないでしょうか？



269

**Q:** S30 年代から 12 年間、会社で鉄鋼鋳型に鉄を入れる仕事をしていましたが、その時、 アスベストを使用していました。今後、どうすれば良いのでしょうか？

**A:** 回数や石綿製品の種類によりますが、低濃度～中等度の職業性石綿曝露があつたと 思われます。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスベスト疾患に詳しい医療機 関を受診して健診を年 2 回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になる場 合が多い様に思います。



270

**Q:** S40 年代で 2 年間アスベスト会社の保温現場、販売、倉庫の仕事をしていました。その 後在庫整理、建築関係、ビル、一戸住宅の現場作業をしていました。

**A:** 短期間ですが石綿の高濃度曝露もある現場にいらしたようです。石綿関連疾患のチエ ックが必要ですから、アスベストに詳しい病院を紹介します。



271

**Q:** 30数年間建築の一人親方(大工)をしてきました。2年前に肺に影が見つかりました。アスベストを吸っています。肥厚斑では? 労働組合の健診で精検必要とされています。

**A:** 中等度の石綿曝露を長年受けられたと思います。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスベスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的にうけてください。労働者としての期間によりますが、石綿健康管理手帳制度の対象になる場合が多い様に思います。



272

**Q:** アスベストの吹き付けの除去、解体、岩綿(ロックウール)の吹き付け、防護服、マスクで仕事する会社に勤務しています。入社半年、咳をしているので心配です。同じ会社では、年配の人が石綿のガンで死亡しています。

**A:** ご心配のことと思います。高濃度のアスベストを吸入するお仕事のようですから、十分注意しながらの必要があります。安全衛生委員会は職場にあるのでしょうか? 安全衛生体制を強化しながら勤務していただく必要があるでしょう。



273

**Q:** S30年代、港(港湾)で石綿原料の輸入荷役を2年間(数十回)しました。最近息切れもあります。石綿関連疾患が気になりますが……。

**A:** 短期間のようですが、以前高濃度で石綿を吸入された可能性があります。一度アスベストに詳しい病院を受診してください。

**参考** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—」2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



274

**Q:** 石綿肺に関してです。30年間保溫工事に従事しH15～H16年に退職しました。3年前、健診で精検が必要と言われ、石綿肺との診断を受けました。今後どうすれば、よいでしょうか？

**A:** 高濃度で石綿を長年吸入された可能性があります。労災補償の対象の疑いもあります。アスベストに詳しい医療機関を受診して、石綿肺の程度や、治療の必要性、補償制度、等を詳しく説明してもらってください。わからなければ、いつでもご相談にのります。



275

**Q:** 20年前数年間、カステラを焼く仕事をしていました。アスベスト入りの石膏ボードがあり、端のほうはボロボロで粉じんが出ていました。1週間に1回くらいの作業の頻度でしたが、マスクはしませんでした。今後の健診は、どうしたら良いでしょうか？

**A:** お話の範囲では、石綿吸入の頻度が少ない事、直接さわる機会は少ない様で、石綿濃度が低いと思いますので、低濃度の短期間曝露と思いました。詳しくは再度伺うとして、まずはアスベスト健診機関をお教えします。



276

**Q:** 1年半くらい陶芸関係の職場で仕事をしています。陶芸を焼く釜の扉ではアスベストが使用されて、扉に貼り付けてあります。今後石綿関連疾患の発症が心配です。

**A:** 炉の関係のアスベストは、触らなければあまり飛散しにくいと思います。問題は開閉や作業でからだが接触することがあったりすると、かなり飛散する場合があるということです。また、炉の補修等の際も飛散するので立ち会っていた方も吸入します。回数や期間が年1日とか少なければあまり心配はいりませんし、週ごと等多ければそれに応じた健康管理が必要となります。



277

**Q:** 40年くらい前、4年間機械修理の仕事をしました。3ヶ月間パッキングを使っていたバルブを開けたり閉めたり、毎日行っていました。現在、喉、みぞおち、胸が痛みます。現在、病院で検査をして結果待ちです。

**A:** パッキングやバルブにも石綿が使用されてきましたから、石綿の切断や吸人がありうるでしょうね。胸部レントゲン写真やCT写真の結果で、現在の状態を把握し、今後年2回前後のチェックのみでよいのか？ 常時通院が必要かになるものと思います。



278

**Q:** 築炉工として、40年近く働いてきました。中皮腫になった先輩も数人みてきました。私はあまり息切れや咳も少ないのですが、築炉作業の者は、退職して健康管理をどうすれば良いでしょうか？

**A:** 高濃度の石綿を吸入されたと思います。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスベスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になる場合が多い様に思います。労災補償の対象になる方が多い作業です。



279

**Q:** 製鉄所で30年以上働きました。石綿製の防熱服や石綿手袋を使用した作業もあり、手袋同士をはたく事も毎日ありました。同僚で肺ガンになり労災申請している人もいます。職場健診では石綿肺なしと言われていますが、石綿肺に詳しい診療所では、わずかの変化があると言われました。今後はどうすれば、良いでしょうか？

**A:** 中等度の石綿曝露を長年受けられたと思います。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスペスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になります。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



280

**Q:** 20年前浄化槽製造の工場でグラインダーで加工する仕事をしていました。その際にガラス繊維、FRP強化プラスチックの粉を大量に吸い込んでいます。期間は1年半の間でしたが、じん肺になる可能性はありますでしょうか？XPとCTを最近しましたが、異常無しと言われています。

**A:** 吸入して20年で、最近も異常がないようですから、今のところ10年くらいはじん肺の心配はまずないでしょう。3年に1回の定期健診は必要ですし、石綿健康管理手帳の対象になるのか検討して下さい。(2006年度の回答です)



281

**Q:** 20代の前半で5年間、造船会社の銅工場でパイプ関連の新設、修理、取り付けの仕事をしていました。パイプのパッキング部分に石綿を使用していました。(糸を自ら編んで輪をつくり、締める)。その他、溶接なども行いました。マスクはしていません。そこを退職し鉄工所の溶接などを4年くらいやりました。その後Aホテル、B社、C社とボイラー室の管理を30年間ほどしていました。アスペストはボイラーの隙間のパッキングとして使用されていました。吹き付け材などもあったような気がします。現在は咳、痰、息切れなどはそれほどひどくありません。今後どうしたらよいでしょうか？

**A:** 中等度の石綿曝露を長年受けられたと思います。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスペスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になる場合が多い様に思います。(2005年度の回答です)

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



282

**Q:** S40年から10数年、A社の仕事として石綿を吹き付け機械に投入する仕事をしていました。その後も個人の会社で10年以上、岩綿(ロックウール)吹き付けの仕事をしました。親方は昨年死亡しています。痰はいつも出ます。息切れはひどく咳もあります。健康状態が心配です。

**A:** 高濃度の石綿を吸入されたと思います。石綿関連疾患が疑われますので、アスベスト疾患に詳しい医療機関を受診してください。労災補償の対象となる可能性が高いように思います。またわからないことがあれば、相談してください。



283

**Q:** 戦後A船舶で3年間働き、石綿は船の壁に使われていました。その後数年間米軍基地の造船所で船内内装をしました。それ以降65歳まで大工業で丸ノコで石綿板を切断していました。現在、自宅で療養しています。降圧剤を服用し、痰が出ますし、息切れもひどくなっています。

**A:** 中等度の石綿を吸入されたと思います。石綿関連疾患が疑われますので、アスベスト疾患に詳しい医療機関を受診してください。労災補償の対象となる場合もあるように思います。またわからないことがあれば、相談してください。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－」;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



284

**Q:** 私の父は紳士服の縫型の仕事をしていました。アイロンやアイロン台に灰色のものが20~50台あって、30年使っていました。現在、肺気腫と胃の具合が悪く入院中です。肺炎も40回くらいおこしています。アイロンの影響でしょうか？ タバコは全く吸いません。

**A:** 可能性はゼロとは言えない案件です。過去のアイロンの一部へのアスベストの使用、作業場の天井等に吹き付けアスベストがある場合もあつたりしますが、今回の病状には関係ないかもしれません。肺気腫なのか、アスベスト肺か詳しい医療機関での説明が必要でしょう。



285

**Q:** 現在 60 代で 20 代で 1 年半、溶接に使用するアセチレンガスのボンベにアスベストをつめる仕事をしていました。同僚とも 40 年以上交流がありませんので、現在の状況も判っておりません。記憶では当時は防塵マスク等もしておらず、手ぬぐいで口をふさぐ程度だったと思います。こういう仕事に従事していた人が総て発症するのかどうかも心配ですし、不安です。現在は何事もなく生活しておりますが、今後どうすれば良いのか、お聞かせ頂ければと思います。

**A:** そのころのお仕事でアスベスト粉じんを吸っていれば、中皮種や肺ガンなどの原因になる可能性はあります。お仕事でどのくらいの粉じん濃度の中で働いていたのかを確認する必要があります。仕事に従事していた人がみんな発症するわけではありません。個人差があり、現在何事もないことですが、ご心配であれば定期的に健康診断をして、肺のレントゲン写真等で確認をされたらいかがでしょうか。中皮種はタバコとの因果関係はないといわれていますが、アスベストを吸った方が喫煙を続けますと肺ガンになるリスクが上がる事が知られています。もし、喫煙をされているようでしたら、禁煙することをお勧めします。



286

**Q:** アスベスト会社に勤めていた 7 年間、機関車や保温材製品を生産する工場にいました。マスクは着用しましたが、粉じんがひどかったです。労基署の検査時には作業中止して取り繕っていました。現在、病気ではありませんが咳、痰があります。

**A:** 高濃度の石綿を吸入されたと思います。石綿関連疾患が疑われますので、アスベスト疾患に詳しい医療機関を受診してください。労災補償の対象となる場合もあるように思います。またわからないことがあれば、相談してください。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編.石綿ばく露歴把握のための手引ー石綿ばく露歴調査票を使用するに当たってー;2006:1-153  
[http://www.jaish.go.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.go.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



287

**Q:** 造船所で事務職として40年勤務してきました。同僚の中には、石綿吸入を心配する人もいます。今まで造船場は工員でも一部の人しか年2回の特定化学物質の健診が行われず、石綿肺や中皮腫や肺ガンなどでた職場の人が怒っては、健診対象が増える事が何度もありました。造船所の事務職でも中皮腫になった人の話を聞きますが、健診は必要ないのでしょうか？

**A:** 造船所の職員の方が心筋梗塞や肝臓ガンや様々な病気で解剖された際の肺の石綿小体を調査した結果が報告されています。石綿小体数は、1000本以上が職業性曝露の基準とされているのですが、事務職含めた全職種で1000本以上でした。施行管理や試験立案会い等で船内に入ることがあるのが造船工場の事務職ですし、作業服をきた現場工員と食堂含めて接するのも工場事務職です。工場と全く離れた本社事務なら別ですが。工員以外の職員の中皮腫の発症も報告されており、年2回の特定化学物質健診の対象であり、現在は全職種が、石綿則健診・石綿健康管理手帳の対象と考えられます。(2006年度の回答です)

 Y.Natori,H.Ishiwata,H.Akabane et.al. The relationship between shipyard works, asbestos-associated pathological findings and number of asbestos bodies in autopsy lung. Advances in the Prevention of occupational Respiratory Diseases. :Elsevier Science ;1998:832-837



288

**Q:** 以前建築の日雇い作業で石綿曝露し良性石綿胸水となりました。日雇い作業時の就業と石綿曝露の証明をしないと労災の手続きがうまくいかないといわれています。どうしたらよいのでしょうか？

**A:** 良性石綿胸水の労災申請については、ほかの石綿疾病と異なり、全例、石綿作業と医学的所見などを労働基準監督署が調査した上で、厚生労働省本省に協議することになっています。監督署が単独で決定できず、診断も難しいとされていますから、専門家と慎重に検討した上で申請したほうがいいです。建築日雇いの就業と石綿ばくろ(石綿粉じんの吸入)については、本人以外に同僚一人以上の供述が必要です。現場ごとの年次・元請・下請・石綿の直接間接ばくろの状況などをまとめてください。転々労働者の石綿作業従事歴の事実

認定については、2005年7月27日に厚生労働省補償課長より「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について」という事務連絡(基労補発0727001号)が出されています。その中で、①耐火建築物に係る鉄骨への吹き付け作業、②断熱若しくは保温のための被覆またはその補修作業、③石綿スレート板等難燃性の建築材料の加工作業、④建築物の解体作業、⑦"①から⑥"の作業が行われている場所における作業に従事していたと判断できる場合には、石綿ばくろのおそれがないことが明白な場合を除き、被災者が石綿ばくろ作業に従事していたと事実認定するよう指示しています。つまり、上記作業についていたなら、石綿建材の種類とか細かい状況を必ずしもおぼえてなくとも、労災認定すべきだということです。(2006年度の回答です)



289

**Q:** 父は鉄道員で、車両の修理を長年していました。最近胸膜中皮腫と診断されました。鉄道関連の石綿疾患のリスクについて、おしえてください。

**A:** 鉄道員で旧国鉄時代に特に車両の修理作業に従事された人の石綿関連疾患のリスクは非常に高いと考えていよいと思います。旧国鉄を引き継ぐ鉄道建設運輸施設支援機構国鉄清算事業本部は、工場や機関区・電車区などの機関車や電車、貨車などの検修作業で中皮腫、肺ガン、石綿肺、びまん性胸膜肥厚を発症し、業務災害として認定した件数が124件あることを公表しています(国鉄清算事業本部HP平成9年11月9日付け)。同本部は、旧国鉄時代に石綿取り扱い作業に従事した対象者は約10万人もいると言っていますので、これからも旧国鉄職場で働いた人たちの石綿関連疾患の被害者は増えていくと考えられます。なお、国鉄民営化後、JRで働いて石綿関連疾患で労災認定された人は少なくとも3人いることがわかっています(JR東日本長野総合車両センターで1人、JR東日本鎌倉総合車両センター1人、JR貨物1人、いずれも中皮腫)。

**参考** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－」;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



290

**Q:** 鉄道作業の、関連曝露場所はどこでしょうか?

**A:** 2005年6月のクボタ・ショック直後に国土交通省がJRなどの鉄軌道事業者や鉄道車両等製造業者を対象として実施した調査(国土交通省HP「運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」)では、全国の少ないからぬ駅舎で耐火被覆材や吹き付け材として使用されたアスベストが旅客用のスペースに露出していたことが報告されています。車両については、床下の抵抗器や配電盤などの断熱材としてアスベストがまだ多くの車両で使用されていたことが同調査で報告されていますが、旧国鉄時代には、車両の壁面内部に大量に吹き付けアスベストが使用されていたようです。これは、国鉄民営化後の1988年当時旧労働省が鉄道車両の解体等に伴って石綿を除去する作業の曝露防止対策の通達を出していたことでも明らかです(「石綿除去作業、石綿を含有する建設用資材の加工等の作業等における石綿粉じん曝露対策の推進について」(基発第200号昭和63年3月30日))。



291

**Q:** 農業でもアスベスト製品が使用されていると聞きました。どういう箇所に使用されているのか? 教えて下さい。

**A:** 農業用水には石綿水道管が大量に使用されてきました。畜舎や養蚕用に、石綿スレート製品が大量に使用されてきました。農業関連建物に、吹き付け石綿が使用されてきたものも2007年現在で残存しています。農薬にタルク等が使用され、一部に石綿含有があつたとされています。農業用機械のブレーキ等一部に石綿製品が使用されてきたとされています。土壌自体での曝露は日本では報告事例は論文としては、ないと思います。



292

**Q:** 農業でも中皮腫の人があると聞きました。どういう方に発症しているのか? 教えて下さい。

**A:** 1990年代後半の論文でも、職業が農業である中皮腫が報告されています。中皮腫事例の石綿曝露箇所は不明ですが、農業自体なのか、農閑期の建築業や出稼ぎでの建築等の作業等が想定されています。農業では、石綿スレート板製品や吹き付け石綿、タルク他様々な石綿製品がありますので、今後あらたな曝露形態が判明するかもしれません。



293

**Q:** 漁業の人の石綿関連疾患の話を聞きません。私は長年漁業をしていますが、胸膜肥厚斑があると石綿に詳しい病院の先生から聞きました。漁業と石綿の関係を教えて下さい。

**A:** 漁業の石綿間連疾患の論文はないようです。しかし大型漁船では排気管、機関、煙突、冷蔵庫、冷凍庫等に石綿(アスベスト)製品が使用されているので、保守管理等や造船所での点検時等で石綿(アスベスト)曝露があるという関係者が見られます。加工で使用した乾燥機の石綿使用も知られます。また漁閑期の作業として建築業や発電所に勤務して石綿(アスベスト)作業がある漁業関係者で、胸膜肥厚斑が認められていますので、そのどれかに該当されているのではないかでしょうか？今後、漁業の中皮腫の発症がありうると思います。



294

**Q:** 発電所で勤務していた家族に中皮腫のものがでました。発電所では石綿の使用が多いのでしょうか？

**A:** 発電所や変電所(変電室)は、吹き付け石綿やその他の石綿建材が多い所として知られています。詳しくは、石綿曝露歴の手引き(厚生労働省)を参考にしてください。

**参考** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引き—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—」(2006:1-153)  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



295

**Q:** 私の夫が、化学工場で勤務して中皮腫になりました。塗料製造工場なのですが、液だれの防止でクリソタイル(白石綿)の投入作業がありました。石綿の危険は、夫だけではなくて周囲の方にもあったのでしょうか？

**A:** 白石綿の袋からの投入作業では、周囲に目に見えない石綿が拡散していたのは明らかです。投入場所が高濃度で、数十m周囲の方も数十から数百纖維/Lとなったと思います。1日に何度も投入作業があれば、工場の一定範囲が1日中ある程度の石綿濃度であったと思います。

**【参考】** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006;1-153  
[http://www.jaish.go.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.go.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



296

**Q:** 私の親は、クロム鉱山で仕事をしていました。以前、中皮腫というような病気で亡くなりました。しかし、当時は石綿との関連は考えませんでした。石綿以外の鉱山でも、アスベストによる病気になる事はあるのでしょうか？

**A:** 他の鉱物の鉱脈の近くに石綿の鉱脈があれば、当然吸入する事があります。クロムの採掘で石綿を吸入するわけです。可能性は十分ありますので、以前お勤めの鉱山とその土壤の岩石を図面や実物で調査してみましょう。

**【参考】** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006;1-153  
[http://www.jaish.go.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.go.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



297

**Q:** 屋根工ですが、石綿スレート板をつけかえるとき不安です。波板スレートの飛散の危険は、どのくらいでしょうか？

**A:** スレートなどのアスベスト含有建材を破碎しながら除去するとアスベスト粉じんが飛散することが知られています。バールなどで破碎しながら除去作業を行うと、リットルあたり数千本のアスベスト纖維が発生します<sup>[\*2]</sup>。例えば仕事でアスベストを使用して1リットル当たり150本のアスベストに曝露する場合、一日8時間週40時間の曝露を50年間続けた労働者の1000人に一人はガンを発症するとされています<sup>[\*1]</sup>。仮に石綿含有スレート材の破碎除去時に1リットル当たり1500本の石綿に同様の条件で曝露した場合は100人に一人ガンが起きる可能性があります。このような作業は実際には毎日8時間おこなうわけではないですが、こうした高濃度の曝露が度重なることにより数十年後にガンを発症する可能性が増していきます。除去作

業の周辺での濃度は作業場と比べて 10 分の一から 1000 分の 1 程度かもしれません、発ガスリスクを上げることは間違ひありません。以上から「石綿障害予防規則」や「大気汚染防止法」などにより建築物の解体・除去作業の際のアスペスト粉じんの飛散防止対策についての規制があります。スレート板の場合は散水などにより材料を湿潤化して飛散を抑制し、さらに破碎せずに除去する必要です。これらの対策が適切に実施されれば、気中石綿濃度は上昇することなく、作業する人も周辺の住民も石綿に曝露されることはありません。

**Q:** [\*1] 日本産業衛生学会による許容濃度の勧告、クリソタイルの場合

[\*2] アスベストセンターホームページ 様々な建築アスベスト濃度

<http://www.asbestos-center.jp/asbestos/concentration.pdf>



298

**Q:** パワーパーキングの駐車場のパレット石綿を削ったときに飛散しました。ホームページを見ましたが、体のことが心配です。

**A:** 現在の仕事内容、環境等を記録しておいてください。将来、仮に発症した場合に役立ちます。また、タバコは吸わないようにしてください。



299

**Q:** ゴム・タイヤ工場に 40 年勤務してきました。じん肺や石綿肺だけでなく、最近中皮腫になった人がでていると聞き、心配です。今後、どの程度の健康診断を受ければ良いのでしょうか？

**A:** 低濃度～中等度の職業性石綿曝露があったと思われます。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスペスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年 2 回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になる場合が多い様に思います。

**Q:** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－」;2006:1-153

[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



300

**Q:** ガラス工場に長年勤務してきました。じん肺や石綿肺だけでなく、最近中皮腫になった人がでていると聞き、心配です。今後、どの程度の健康診断を受ければ良いのでしょうか？

**A:** 低濃度～中等度の職業性石綿曝露があったと思われます。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスペスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になる場合が多い様に思います。

**参考** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－」(2006.1-153)  
[http://www.mhlw.go.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.mhlw.go.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



301

**Q:** 子供が解体現場で働き始めたのですが不安です。2～3人規模の事業所です。本人もホコリがひどくて心配しています。簡単なマスクはついている様子です。

**A:** 建築、解体は病気の確率が高いので予防が重要です。国家検定のマスクを使用してください。ノンアスペクトの本送付しておきます。



302

**Q:** 自動車部品加工工場の夫の職場(50人程度)に関してです。この10年間、天井の吹き付けの何かがよく剥がれて落ちてきます。そのため、棒で突つついたり、掃除を頻繁にしています。会社ははじめに取り合ってくれません。何とか正体をつきとめ、対応したいです。

**A:** 粉じんの状況がひどそうなので、サンプルを送ってください。場合により、会社の組合、労基署、保健所への通報も視野に入れてください。



303

**Q:** 歯科技工士で中皮腫になった方の話を伺いました。歯科技工の中で使用する石綿製品として、何がいけないのでしょうか？

**A:** 歯科技工士は、義歯作成時の石綿リボンの使用時、石綿リボンを取り出した後の水が乾燥した箇所からの曝露、電気炉扉と内部の石綿からの曝露、その他にも稀ですが石綿製品を使用しています。歯科技工の部屋は一般に狭く、過去では局所排気装置がない部屋でしたから、石綿濃度は一定の濃度であったと考えられます。現在歯科技工士の部屋の石綿濃度を測定した論文はないと思います。

厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－」;2006;1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



304

**Q:** 10代の頃、1年ほど解体の仕事をしていました。また、家の中にも震災後に穴の開いた個所があり、穴埋めもせずに普通に暮らしておりました。このような理由で心配です。レントゲンを送ります。

**A:** 解体は高濃度曝露作業です。石綿関連疾患になりやすい方ですので、アスベスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になる場合が多い様に思います。

厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－」;2006;1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



305

**Q:** 内装工で県立高校の改修をしました。その際石綿含有を問い合わせたら、教育関係者が「アスベストは怖いものではない」「検査は業者任せである」と回答してきました。他の自治体は「疑わしきは調べる」としているので驚いています。調査もしない自治体では、どうしたらよいでしょうか？

**A:** 認識不足だと思いますので、今後類似の事件が当該の県であるようでしたら、姿勢を正すべく取り組みましょう。ご連絡ください。ご主人にはマスクを着用して今後作業でもらってください。



306

**Q:** カイロの工場で働いていました。火打ち部分にアスベストを使用し、毛糸の玉状の白金とアスベストの混合物をほぐして使用しました。湿ると作業しにくいので常に工場内は乾燥してホコリがひどく、同様な理由で換気扇は使えませんでした。今後の健康管理について教えてください。

**A:** カイロには石綿を使用しない会社と、石綿を使用した会社があったように思います。一定の石綿を吸入されたようですので石綿関連疾患になりやすい方です。アスベスト疾患に詳しい医療機関を受診して健診を年2回定期的にうけてください。石綿健康管理手帳制度の対象になる場合が多い様に思います。

**参考** 様々なカイロ解説HP(08年1月28日最終閲覧日)<http://www.geocities.jp/hakukinwarmer/nazo/nazo01.htm>  
カイロの説明(08年1月28日最終閲覧日)<http://www.geocities.jp/hasu58/longseller/kairo.html>



307

**Q:** 若いときに石綿建材で数年かなり吸入してしまいました。予防策はありますでしょうか？ 生活していくうえで注意点はありますでしょうか？

**A:** 残念ですが、石綿疾患の発症を防ぐ有効な薬や食事はあれば良いのですが、ないのが世界的な実情です。タバコは危険で、喫煙されているなら是非禁煙して下さい。



308

**Q:** 今漁師をしているのですが、操縦席のすぐ前に石綿をまいてその上にガラス製品のクロスをまいた排気管があるのですが、それが走行中にものすごいにおいを発生して操縦室内に居られない位の匂いになり、それを吸い込むと咳き込んで喉が痛くなるのですが、

やはりアスベストが関係しているのでしょうか？それとそういう場所に石綿をまいした排気管があるということはやはり後々何か体に良くないようなことはあるのでしょうか？

**A:** いつ頃の排気管かによりますが、石綿製品を巻いたりして使用した場合と、ガラス製品等が使用された時期があると思います。排気管に石綿製品があること自体で石綿を吸入することはないと思いますが、石綿製品を補修したり管理する際には石綿の吸入がありえると思います。20年以上前から、漁業での石綿製品の補修をされてきたのならば、今後定期的に医師の健診をうけることも必要でしょう。石綿の吸入で急性症状がでる事は稀なので、咳や痛みは、ガスやガラス等の石綿以外の物質ではないかと思います。



309

**Q:** 主人は約20年間歯科技工士をして現在40歳ですが、長い間アスベストリボンを使用していたと言います。すでに2名の歯科技工士の方がアスベストの為に中皮腫でなくなったと聞きます。健康診断には行っていないのですが何かアドバイスはありますか？

**A:** 歯科技工士は、低濃度の石綿の職業性曝露がある職業だと思います。石綿則の対象職種ですし、曝露開始から20年たち現在40歳とのことですので、石綿則健診を年2回うける時期に入っていると思います。勤務先で石綿則健診を開始するように検討を始めることをお勧めします。

**参考** 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編「石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露調査票を使用するに当たって－」(2006.1)-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



310

**Q:** 数年勤務していたところが、工業製品を扱っておりA社の代理店でもありました。石綿シートや石綿パッキング、リボンなど在庫していました。事務職といえ小売もしましたので石綿製品にも触りました。他の従業員もシートなどの切断をしていたことがあったので、心配になりました。私もリボンなどを小売の為、詰め替え作業をしたことが何度かありました。制服に白い繊維がついたこともあります。当時は危険なものとはあまり考えておらずにいたため、なんの対策もしてませんでした。ジョイントシート以外はほとんどは箱や袋に入っていました。ニュースになってからは心配で眠れません。